

稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、稲沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年稲沢市条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 議員が会派を結成したときは、その会派の代表者は、速やかに会派結成（変更）届（様式第1）を議長に提出しなければならない。届出事項に異動が生じたときも、同様とする。

(交付申請等)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第2）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第3）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする会派に所属しない議員（以下「議員」という。）は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第4）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第5）を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び議員について、

交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に対し、議長を経由して政務活動費交付（変更）決定通知書（様式第 6）により通知するものとする。

（交付請求）

第 5 条 会派の代表者及び議員は、条例第 3 条に規定する政務活動費の交付の方法により半期ごとに、市長に対し、議長を経由して会派に係るものは政務活動費交付請求書（様式第 7）、議員に係るものは政務活動費交付請求書（様式第 8）を提出するものとする。

（政務活動費の返還）

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務活動費を返還する場合は、市長に対し、議長を経由して政務活動費返還書（様式第 9）を提出するとともに返還しなければならない。

（支払証明書）

第 7 条 条例第 7 条第 2 項に規定する支払証明書は、様式第 10 によるものとする。

（収支報告書）

第 8 条 条例第 8 条第 1 項に規定する収支報告書は、様式第 11 によるものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第 9 条 議長は、条例第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保存）

第 10 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政

務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を政務活動費が交付された年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

付 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

付 則(令和元年議会規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

会 派 結 成 (変 更) 届		
		年 月 日
稲沢市議会議長	殿	
	会 派 名	
	代表者名	⑩
稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則第 2 条の規定により、下記のとおり届けます。		
記		
1	会 派 の 名 称	
2	会派結成年月日	年 月 日
3	代 表 者 名	
4	経 理 責 任 者 名	
5	所 属 議 員 数 (名 簿 別 紙)	
	人	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2(第3条関係)

政務活動費交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿
(稲沢市議会議長経由)

会派名
代表者名 ⑩

稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人(月1日現在)
- 6 交付申請額 (年度分) 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 3 (第 3 条 関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

稲沢市長 殿
(稲沢市議会議長経由)

会 派 名
代表者名 ⑩

年 月 日 付け 指令第 号で交付決定を受けた内容に異動が生じたので、稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 名			年 月 日
所 属 議 員 数			年 月 日
交 付 申 請 額 (年 度 分)	円	円	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 (第 3 条関係)

政務活動費交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿
(稲沢市議会議長経由)

議員名 ⑩

稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 (年度分) 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5 (第 3 条関係)

会 派 解 散 届		
		年 月 日
稲沢市長 殿 (稲沢市議会議長経由)		
会 派 名 代表者名		⑩
稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条第 3 項の 規定により、下記のとおり届けます。		
記		
1	解散した会派の名称	
2	会派が解散した年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 6 (第 4 条関係)

政務活動費交付(変更)決定通知書

指令第 号
年 月 日

会派名
代表者名 様
議員名 様
(稲沢市議会議長経由)

稲沢市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の
交付について下記のとおり決定したので、稲沢市議会政務活動
費の交付に関する規則第 4 条の規定により、通知します。

記

1 年度政務活動費交付(変更)決定額(年額)
円

2 条件 回払い(前払い)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第7(第5条関係)

政務活動費交付請求書

年 月 日

稲沢市長 殿
(稲沢市議会議長経由)

会派名
代表者名 ⑩

稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 請求金額 円
ただし、 年 月分～ 年 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人
- 3 交付指令年月日等
年 月 日 指令第 号
- 4 交付決定額 円
- 5 上記のうち受領済額 円
- 6 振込口座
金融機関名
支店名
種類
口座番号
口座名義人

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 8 (第 5 条 関係)

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

稲 沢 市 長 殿
(稲 沢 市 議 会 議 長 経 由)

議 員 名 ⑩

稲 沢 市 議 会 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 規 則 第 5 条 の 規 定 に
よ り、下 記 の と お り 政 務 活 動 費 を 請 求 し ま す。

記

- 1 請 求 金 額 円
た だ し、 年 月 分 ～ 年 月 分
- 2 交 付 指 令 年 月 日 等
年 月 日 指 令 第 号
- 3 交 付 決 定 額 円
- 4 上 記 の う ち 受 領 済 額 円
- 5 振 込 口 座
金 融 機 関 名
支 店 名
種 類
口 座 番 号
口 座 名 義 人

備 考 用 紙 の 大 き さ は、日 本 産 業 規 格 A 4 と す る。

様式第 9 (第 6 条関係)

政 務 活 動 費 返 還 書		
		年 月 日
稲沢市長 殿 (稲沢市議会議長経由)		
		会派名・代表者名 議員名 ⑩
稲沢市議会政務活動費の交付に関する規則第 6 条の規定により、下記のとおり返還します。		
記		
1	返 還 額	円
2	返 還 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 10 (第 7 条関係)

支 払 証 明 書

金 額				百	十	万	千	百	十	円

1 支払の理由

2 支 払 先
住 所(又は所在地)

氏 名(又は社店名及び代表者)

3 支払年月日 年 月 日

4 そ の 他

上記のとおり支払したことを証明する。

年 月 日

会派名・代表者名
議員名



備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 1 (その 1) (第 8 条関係)

年度政務活動費収支報告について

年 月 日

稲沢市議会議長 殿

会派名・経理責任者名
議員名

⑩

稲沢市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 1 (その 2) (第 8 条関係)

年度政務活動費収支報告書

会派名・議員名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残額(返還額) _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。